

## 第40回長野県景観審議会議事録

日 時：平成20年(2008年)5月26日(月)  
午後1時30分から3時10分まで  
場 所：県庁議会棟3階 第1特別会議室

1 日 時：平成20年(2008年)5月26日(月) 午後1時30分から3時10分まで

2 場 所：県庁議会棟3階 第1特別会議室

3 出席者

(1) 審議会委員(敬称略)

唐 沢 彦 三	国土交通省選定観光カリスマ (財)北斎館理事長 前小布施町長 前長野県町村会会長 (会長)
市 川 美 季	(株)カントリープレス取締役副社長統括編集長
出 澤 潔	一級建築士 (社)長野県建築士会会長
勝 山 敏 雄	一級建築士 前長野市景観審議会委員
木 澤 政 源	長野県屋外広告士会会長 (株)キザワ代表取締役社長
木 下 徳 康	写真家 日本写真家協会員
久 米 え み	一級建築士 (社)長野県建築士会青年女性委員会副委員長
倉 橋 英太郎	一級建築士 白骨温泉まちづくり会議アドバイザー
小 坂 保 司	長野県広告美術塗装業協同組合連合会常任相談役 (株)電弘代表取締役会長
小 松 郁 俊	諏訪市まちづくり推進会議幹事長 小松内科クリニック院長
関 邦 則	一級建築士 善光寺まちづくり会議アドバイザー
藤 居 良 夫	信州大学工学部土木工学科 准教授

(2) 長 野 県

小 澤 洋 一	建設部建築技監
小 林 典 雄	建設部建築指導課長
倉 石 耕太郎	建設部建築指導課 課長補佐兼景観係長
荒 城 功 次	建設部建築指導課 景観係担当係長
内 田 和 孝	建設部建築指導課 景観係主査
芝 野 茂 輝	建設部建築指導課 景観係技師

4 資 料

(1) 長野県景観計画の一部変更に関する資料

資料 - 1 伊那市西箕輪景観育成特定地区景観計画(案)  
資料 - 2 伊那市西箕輪景観育成特定地区景観計画(素案)  
資料 - 3 景観育成特定地区景観計画について(伊那市西箕輪)  
資料 - 4 伊那市西箕輪景観育成特定地区景観計画(案)への意見

(2) 屋外広告物条例の規定による規制地域の指定に関する資料

資料 - 5 屋外広告物規制地域の指定(案)  
資料 - 6 屋外広告物条例の概要について  
資料 - 7 屋外広告物禁止地域及び許可地域の指定(案)

(3) 景観施策の現況等に関する資料

資料 - 8 景観育成推進事業について(平成20年度景観関連予算について)  
資料 - 9 県内の景観行政団体等の状況  
資料 - 10 景観育成住民協定の概要  
資料 - 11 景観育成住民協定のしおり  
資料 - 12 平成19年度 屋外広告物条例及び同条例施行規則の改正状況

## 以下議事要旨

### 1 開 会

(倉石課長補佐)

ただいまから、長野県景観審議会を開催いたします。

私は、本年4月から、建築指導課課長補佐兼景観係長になりました倉石でございます。本日、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

この審議会でございますが、本来ですと、建設部長が出席をするところでございますが、本日所用がございまして欠席をさせていただきます。

そこで、部長に代わりまして、小澤建築技監からごあいさつを申し上げます。

### 2 あいさつ

(小澤建築技監)

建築技監を4月1日付けで拝命いたしました小澤でございます。どうぞよろしくお願い致します。

本日は、北沢部長が出席してごあいさつを申し上げるところですが、所用がございまして出席できませんので、私が代わって、審議会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

委員各位におかれましては、公私ともご多忙のところを、本日の審議会にご出席をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

また、日頃から景観行政を始めとします、県政全般にわたりまして、深いご理解、ご協力を賜っておりますことに対しまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

長野県では、組織の効率化、効果的な県民サービスの提供のため、本年4月に組織改正を実施しまして、住宅部と土木部を統合し、新たに建設部が発足いたしました。今後は、景観審議会につきましても建設部で所管するということとなります。

さて、これまで本県では、国の景観法の施行を踏まえ、長野県景観条例の改正や県景観計画の策定を全国に先駆けて実施し、景観の保全、あるいは育成のための様々な施策を、積極的に展開して参ったところでございます。

本年度からは、長野県中期総合計画がスタートし、「美しく魅力的な景観づくり」が、主要な施策目標のひとつとして位置づけをされており、本県の景観行政の更なる推進についての、期待感の表れであると考えておるところでございます。

県としましても、この計画に盛り込まれた施策を始めとした、景観行政の推進に向けて、関係機関の協力を得ながら、引き続き、積極的に取り組んで参る所存でございますので、委員各位におかれましては、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りたいと存じます。

本日の審議会におきましては、2つの諮問をお願いを致します。

1つ目は、県景観条例に基づく景観育成特定地区の指定に伴う、県景観計画の変更に関してでございます。

これは、伊那市の西箕輪の地区一帯に、今後とも良好な景観の保全・育成を図っていくために、本県で初めてとなる、県景観条例に基づく景観育成特定地区の指定を行うものでございます。

なお、今回の景観審議会でご審議をいただき、その後、都市計画区域につきましては、都市計画審議会にお諮りをしたうえで、指定に向けた事務を進める予定となっております。

2つ目は、県屋外広告物条例に基づく規制地域の指定に関してでございます。

先ごろ、開通をいたしました、飯田市内を通ります、三遠南信自動車道の沿道につきまして、景観行政団体であります飯田市と協同で、規制地域の指定を行い、沿道の良好な景観の保全を図ろうとするものでございます。

今回指定を予定しております規制地域内に阿智村の区域があり、その部分に関しまして、阿智村の意見を求めたうえで、指定を行うためのものでございます。

いずれの指定も、今後の景観施策の展開を図るうえで、良好な景観を保持するために必要なものと考えておりますので、委員各位の忌憚のない、活発なご議論を頂戴できればと考えております。

以上、よろしくご審議の程をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願い致します。

（倉石課長補佐）

続きまして、本日の委員の皆様の出欠についてでございますが、景観審議会の委員総数は15名でございます。本日、三木委員、中村委員、益山委員におかれましては、ご都合がございまして、欠席をさせていただいております。

よりまして、現在12名の委員の方の出席をいただいております。

従いまして、長野県景観条例第40条第2項に基づきまして、委員の過半数の方々のご出席がされているということで、会議が成立しておりますことを、ここでご報告申し上げます。

さて、この4月から、県の事務局でも異動がございましたので、建築指導課長から自己紹介をさせていただきます。

（小林建築指導課長）

4月1日付けで建築指導課長を命ぜられました、小林典雄でございます。良好な景観育成を推進して参りたいと考えておりますので、委員の皆様のご指導のほどをよろしくお願い致します。

（倉石課長補佐）

議事に入ります前に、本日の審議会の資料の確認をさせていただきたいと思っております。

資料につきましては、事前にご送付をさせていただいておりますが、本日ご持参いただくよう、お願いをしておりました。

この資料の他に、本日、諮問をさせていただいた2件の事項につきまして、諮問書を、唐沢会長のお手元には、ご用意させていただいております。それと共に各委員さんのお手元には、諮問書の写しを配布してございますので、ご覧をいただきたいと思います。

さらに、本日、写真等の映像でご覧頂くものについて、印刷をいたしました「屋外広告物規制地域の指定について」を、配布してございますが、不足などはございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

議事の進行につきましては、長野県景観条例第40条第1項の規定によりまして、唐沢会長にお願いを致したいと存じます。

それでは、よろしくお願い致します。

### 3 会議事項

（唐沢会長）

唐沢ですが、よろしくお願ひします。

議事に入って参りたいと思いますが、皆様方の活発な議論をお願いしたいと思います。

最初に、本日の審議会の、議事録署名委員をご指名申し上げたいと存じますが、久米委員と、倉橋委員をお願いを致します。

先ほど、事務局からもお話しがございましたが、会議事項の(1)と(2)につきましては、長野県景観条例第5条第2項、並びに、屋外広告物条例第4条第2項及び第8条第3項の規定によりまして、県知事から諮問がされております。私の手元に届いておりますので、皆様には写しが配布されていると思います。

始めに、議事の(1)「長野県景観計画の一部変更について」を議題と致します。

事務局から諮問の内容についてご説明を願ひます。

(荒城担当係長)

<資料 - 1 ~ 4 についてパワーポイントを用いて説明>

(唐沢会長)

それでは説明が終わりましたので、ここで皆さんからご意見、ご質問がありましたら願ひします。

(出澤委員)

景観育成特定地区景観計画の策定にあたった地域のメンバーについてですが、どのような方達が、どのような集まりの中で作成したのか教えてください。

(荒城担当係長)

この地区は、平成16年度に景観育成住民協定を締結しておりまして、その協定者会のメンバーが中心となっております。具体的には、自治会の組織が中心でございまして、この地区は7地区でございますが、区長さんを含め、代議員のほぼ全ての方が協議会のメンバーとなっており、地区を挙げて取り組んでいただいております。

(出澤委員)

住民協定が元になった形で、この計画が進んできたということですが、地域景観協議会というものが各地区にあると思います。そちらとの関連をお聞かせ下さい。

(荒城担当係長)

地域景観協議会としての事業ということよりも、メンバーである建築士会の方に、地区の基準づくりの段階でお手伝いをお願いしたり、地方事務所として、元気づくり支援金の活用の段階などで、協力をいただいております。

(出澤委員)

パブリックコメントが2件と、意見の聴取で3名が出席して意見をいただいたとのことですが、だいたいこの程度のものなのでしょうか。少ないような気もするのですが、一般の方の意見は、出てきたと思って良いのでしょうか。

( 荒城担当係長 )

今回初めてのことなので、なかなか比較ができないのですが、県の景観計画策定の際のパブリックコメントや、景観法施行前ですが、重点地域の指定の際も、あまり意見は提出されておらず、比較的スムーズに指定はされたとお聞きしております。

( 唐沢会長 )

他にございましたらお願いします。ご質問でも、ご意見でも結構です。

ご意見ご質問もないようですので、本諮問に同意をするということに異存がないということで、よろしいでしょうか。

( 各委員 )

( 異議なし )

( 唐沢会長 )

それでは、同意をする旨の答申をすることと致します。

それでは、次に入りたいと思いますが、議事の(2)「屋外広告物条例の規定による規制地域の指定について」諮問がありましたので、これを議題と致します。

事務局から諮問の内容についてご説明を願います。

( 内田主査 )

< 資料 - 5 ~ 7 についてパワーポイントを用いて説明 >

( 唐沢会長 )

ただいま事務局からの説明がございましたが、皆さんからご質問などありましたらお願いします。

( 勝山委員 )

資料 - 7 の、新たな規制案の図で、許可地域として示してある部分についてですが、阿智村の地域は、現在、高速自動車道西宮線から 500メートル以内が、禁止地域に指定されていることですが、この 500メートル以内の禁止地域の中についても、今回の規制によって、許可地域とするということでしょうか。

( 内田主査 )

中央道からの規制は、開通当時からなされており、今回の規制は、三遠南信道から 500メートル以内を禁止地域、1,000メートル以内を許可地域に指定するものであり、なおかつ阿智村の区域に限ってとなりますので、このような色分けをしてあります。

( 倉石課長補佐 )

資料 - 7 については、今回の三遠南信道からの規制について示してありますので、中央道からの禁止地域に該当する部分についても、許可地域の色を塗ってございます。

看板がどちらを向いているかによりまして、どちらの道路からの規制が及ぶのかという違いがあることとなりますが、今回の規制地域につきましては、中央道からの規制は引き続き及ぶ

ことになります。

(勝山委員)

今回の許可地域の案の区域には、中央道に向けた看板は、元々掲出ができないということでしょうか。

(内田主査)

そうなります。今回の許可地域としたい地区の一部は、中央自動車道からの禁止地域であり、同時に、三遠南信道からの許可地域ということになります。

(唐沢会長)

他にございますか。どうぞ。

(藤居委員)

禁止地域に看板がある場合に、看板の表示面が道路から見ることはできない場合は、規制の対象とはならないということでしょうか。

(内田主査)

本県の基準では、道路の路面から 1.5メートルの高さで、水平に見た場合に、広告の盤面が明確に視認できるものを規制の対象としておりますが、視認が出来るのか、出来ないのかの判断については、難しい部分もあります。

他の都道府県の条例では、禁止地域内に所在するものは、原則としてすべて規制の対象としている場合もあります。本県では、展望規制の場合は、盤面が明確に視認できるかどうかで判断しておりまして、広告面の裏側しか視認できないものなどは、規制地域にある場合でも規制の対象外として扱っています。

(藤居委員)

道路の場合は、車で走行していれば、どこかの地点で視認できることになりませんか。

(内田主査)

ご指摘のように、走行している場合に、規制地域内のどこかの地点で、盤面が明確に視認できるものであれば規制の対象となります。

(藤居委員)

そうすると、この区域については、本来、看板の掲出ができない区域であると考えておけばよいのでしょうか。

(倉石課長補佐)

例えば、国道 153号線に向けた看板で、中央道からも三遠南信道からも、見ることはできないような看板を掲出できる可能性はございますので、その場合には、禁止地域内に所在をしている場合でも、規制の対象外となるものがあり得るということです。

仮に、どちらの道路からも、視認できる形態の看板については、その場所が、禁止地域内で

ありますと、掲出は不可能ということになります。

その場合でも、看板の形状によって、盤面の向きや、道路の高低差で実際に見ることができ  
るのかといった他にも、禁止地域であっても自己用の広告物などで、掲出が可能なものがござ  
いますので、扱いに差がでる場合もあると考えます。

(唐沢会長)

他にございましたらどうぞ。

ないようでしたら、諮問案のとおり異存がない旨の答申をしたと思いますが、よろしいです  
か。

(各委員)

(異議なし)

(唐沢会長)

それでは、そのように取り計らいをしたいと思います。

答申書を作成いたしますので、しばらくお待ちをいただきたいと思います。

(藤居委員)

資料1の2ページ目、景観計画 第3 3 規制又は措置の基準(2) 田園 の記述で、農振  
法に基づく農業振興地域と明確な記述となっておりますが、その他の方針等で農振地域などの言  
葉が出ていません。何か理由があるのですか。また、この田園と言われた地域は、全て農振地  
域と解釈してよいのですか。

(荒城担当係長)

前段の田園などのイメージも同じなのですが、地域を区分するため、この部分で、農業振興  
地域の定義を使用させていただいております。田園は全て農振地域でございます。

(藤居委員)

工業団地の用途は、どうなっているのでしょうか。

(荒城担当係長)

都市計画法の用途地域は、指定されておられません。

(唐沢会長)

はい、どうぞ。

(久米委員)

景観育成特定地区に指定されると、床面積が20平方メートルを超えると届出が必要になり、  
既存部分の増築でも必要になると思いますが、その場合、既存部分に対しても、色や敷地内の  
緑化など全体に対して、指導などが行われるのでしょうか。

(荒城担当係長)



景観の指導ですので、全体のバランスもございますが、基本的には、届出部分の指導となります。届出自体は、全体について提出して頂くこととなります。

（久米委員）

確認申請と同時に出して頂くことになるとは思いますが、地域の皆さんは、よくご理解頂いているのでしょうか。

（荒城担当係長）

かなり細かく、説明してきましたので、ご理解いただいていると認識しております。

（唐沢会長）

他に、意見などもあるかと思えます、後で時間がありましたら、ご質問なりご意見なりをお出しいただきたいと思えます。

それでは、答申をして参りたいと存じます。

（唐沢会長）

それでは、答申書をお渡しします。

<唐沢会長が答申書を小澤建築技監へ手渡す>

（小澤建築技監）

どうもありがとうございます。

（唐沢会長）

それでは、議事(3)の「その他」について、事務局から説明をお願いします。

（内田主査）

<資料 - 8 ~ 12について説明>

（唐沢会長）

以上で説明が終わりましたが、皆さんの方でなにかございましたら、先ほどに続いてでも結構でございますが、いかがでしょうか。

（出澤委員）

資料 - 8 の地域景観育成事業についてですが、この中で10地方事務所単位に設置された地域景観協議会の運営経費とありますが、各協議会の姿があまり良く見えてこない印象を持っています。それぞれの協議会がリーダーシップを持って、景観の育成に努めていただきたいと感じております。

（内田主査）

地域の特色を生かしながら活動をして欲しい趣旨で、10地方事務所ごとに協議会を立ち上げたところでございますが、ご指摘のとおり、各協議会の取り組みに温度差が存在することについては、認識しております。

10箇所の協議会のそれぞれが活性化するように、引き続き努めて参りたいと考えております。

（倉橋委員）

意見として聞いていただいて結構ですが、景観育成特定地区の中で、伊那インター工業団地が除かれております。今後の見通しなどはあるのでしょうか。今の時代、規制を厳しくして企業の進出がないと困る部分もあると思いますが、かといって、工業団地に入ったら看板等もありますし、色合いなど気になる部分もあると思いますので、今後の予定でも結構ですでお聞かせいただきたい。

また、今後の住民協定地区の認定の方針などをお聞かせいただきたい。

（荒城担当係長）

この工業団地の部分は、当初の住民協定からも除外されており、地区の意向で特定地区からも除外させていただいておるところです。伊那市においても景観育成という立場では、同様の考えでございます。既存のところにもできるだけご協力いただくようお願いしております。現状としては、工業団地に隣接している場所に、住民協定地区である旨の表示がしてあり、高さ13メートルを超える建物が2棟存在しておりますが、敷地の規模からも、色合いにおいても目立つものではない状況でございます。今後の分譲についても、協力をお願いしたいと考えております。

あと、住民協定につきましては、この特定地区もそうですが、住民自らが基準をつくって、守っていただくということで、従来の官からの押し付けではない、民からの基準であり、景観行政の基本であると認識しております。そのため、今後もできるだけ多くの認定を行っていきたいと考えております。

（市川委員）

今回の審議事項と直接は関係がないのですが、以前に木下委員さんも指摘していただいていた、電信柱はどうかにならないのでしょうか。県のパンフレットでも美しい景観形成づくりをしようとしているのは分かりますが、それを壊しているのは、電信柱のように思います。電気を供給するために必要だから治外法権ということではなく、長野県から変えていくことができればすごいことになると思います。

（唐沢会長）

非常に難しいことと思いますが、答弁できましたら回答をお願いします。

（荒城担当係長）

電線の地中化には、基準がございまして、先ほどの特定地区でも意見がございましたが、交通量だとか、地区の電気の需要などによって、一定規模の市街地などでは地中化が実施したところもございまして、一般の地域では、地元の負担金などが必要になることがございます。景観上は、地中化による利点も多いことから、道路管理者等とも協議できるところは、行っていきたいと思っております。

（市川委員）

地中化には、負担金が生じるかもしれませんが、古い街並みを形成しているところでは、移

設により裏側を通すことで、そうコストもかからないのではないのでしょうか。風致地区にも巨大な電柱が平然と建ってしまうのは、県が電力会社にそのような指導を行っていないからではないのでしょうか。

（小林課長）

従来の重点地域でもそうですが、今回の特定地区で届出が一番多くなるのは、電柱になると思います。その中で、現在の重点地域でも、できることは協力していただくよう要請しております。たとえば、場所によっては色を変えてもらったり、奥まったところに設置していただくなど、個別に指導できるところは行っております。必ずしも、何の規制もなく建つものでもございませんし、この特定地区については、届出が行われる行為は、誰がどのような行為を行うか、建築確認の表示板のような看板もできますので、住民の方も理解できる仕組みとなっております。

電気の供給者としての基本的な部分もごさいますけれども、なるべく行政からも協力をお願いしていく所存でございます。

（唐沢会長）

時間が過ぎておりますので、お願いします。

（小坂委員）

今回の広告物の規制は、沿道に關してであります。他県との比較では、長野県内は屋外広告物の違反件数が少ないと感じております。

今回の西箕輪でやろうとされることは、細かい区分がなされており、通常のご商売をされている方などは、なかなか理解が難しいのではないかと感じております。

できるだけ皆さんにわかりやすい仕組みを作る必要があると感じておまして、行政の立場でも、この点についてお考えいただければありがたいと感じます。

住民の方、そこでご商売をされる方、我々業界にもわかりやすいものとなるように、ご配慮をいただくことをお願いします。

もう1点は、屋外広告物に關してですが、行政側の扱いにも変化が見られるところであります。東京都では、街なかのバスの停留所などで、屋外広告物が掲出ができる場合には掲出させようという動きがあります。同様な動きが長野市でもあります。広告主からの広告料収入などで、街なかの活性化を図ろうというものであります。

長野県や県内市町村でも、規制だけではなくて、地域ごとにメリハリを付けて、活性化のために屋外広告を活用することを考えていただきたい。この事業は国土交通省も前向きに取り組むこととしており、複数のNPO法人がグループをつくって研究を始めています。

このようなことも参考にさせていただき、ご検討いただければと考えます。

（唐沢会長）

ありがとうございました。

まだご意見もあろうかと思いますが、時間も時間ですので、このあたりで終了とさせていただきます。

市川委員、小坂委員、久米委員からも発言がありましたが、景観の事務というものが、景観行政団体である市町村に移行しておまして、建築の届出や、電線の地中化などの事業につい

ては、地方公共団体が実施すれば、交付税の対象となったり、起債の対象事業になったりするわけです。

本日、市長会と町村会を代表している両委員が欠席しているのは、残念なことであり、各委員の意見が浸透しにくくなるとも思われますので、県からもお話しをしていただき、共に長野県の景観形成のために力を尽くしていただきたいと思います。

本日は、貴重なご意見を拝聴でき、諮問事項については答申をすることができ、ありがとうございました。

以上で議事を終了させていただきます。ありがとうございました。

#### 4 閉 会

(倉石課長補佐)

委員の皆様には、長時間にわたり、また様々なご提言等をいただき、本当にありがとうございました。閉会にあたりまして、小澤建築技監から、お礼のあいさつを申し上げます。

(小澤建築技監)

本日は、長時間にわたりまして、慎重なご審議をいただき、また、先ほどは諮問させていただいた事項につきまして、答申を頂戴致しまして、大変ありがとうございました。

本日の答申の内容に基づきまして、速やかに施行に向けて努力をするつもりでございます。

また、委員各位から頂戴致しました、ご意見、ご提言を踏まえまして、本県の景観の保全や育成に向けた施策の展開を、一層図って参りたいと考えております。

今後とも、ご助言、ご指導を賜りますようお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、お礼のごあいさつとさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

(倉石課長補佐)

以上をもちまして閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

< 終了 午後 3 時 10 分 >